

大田原市自転車の安全な利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全な利用に関する基本理念を定め、市、市民、自転車利用者等の責務と役割を明らかにするとともに、自転車の安全な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歩行者、自転車利用者及び自動車利用者の相互に思いやりのある通行の確保並びに自転車利用者の自転車の安全な利用の促進を図り、もって安全で安心な交通環境づくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (3) 自動車等 道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (4) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び大学並びに同法第124条に規定する専修学校で市内に所在するものをいう。
- (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年を現に監護するものをいう。
- (6) 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (7) 関係団体 交通安全の促進に関する活動を行う団体をいう。
- (8) 自転車損害賠償保険等 自転車が関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。

(基本理念)

第3条 自転車の安全な利用の促進は、自転車の利用が市民及び事業者にとって高い利便性を有し、市民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たす一方で、一部の自転車利用者の交通違反、交通マナーの低下等の不適正な利用により、市民の安全な生活の妨げとなっていることに鑑み、市、市民、自転車利用者、事業者、関係団体、警察その他の関係機関の相互の連携により協働して行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民、事業者、関係団体、警察等と連携協力し、自転車の安全な利用を促進するための必要な施策を実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自転車の安全な利用に関する理解を深めるととも

に、家庭、学校、地域等において、自転車の安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 市民は、市、関係団体及び警察が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自転車利用者の責務)

第6条 自転車利用者は、基本理念にのっとり、車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法その他の法令を遵守するとともに、次に掲げる事項に留意し、自転車の安全な利用に努めなければならない。

- (1) 車道通行を原則とし、車道を通行する場合は、その左側を通行すること。
- (2) 次に掲げる歩道での自転車の通行が認められている場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行すること。ただし、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、一時停止し、又は自転車を押して歩くこと。
 - ア 13歳未満の者が自転車を運転している場合
 - イ 70歳以上の者が自転車を運転している場合
 - ウ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる障害を有する者が自転車を運転している場合
 - エ 道路標識又は道路標示(以下「道路標識等」という。)により自転車が当該歩道を通行することができるとされている場合
 - オ 車道又は交通の状況に照らして当該自転車の通行の安全を確保するため当該自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められる場合
- (3) 交差点を通行するときは、信号機及び一時停止の道路標識等に従い、交通事故を避けるために安全を確認すること。
- (4) 夜間は、前照灯を点灯し、歩行者及び他の車両から認識しやすいようにすること。
- (5) 傘を差す、物を持つ、携帯電話を使用する等、視野を妨げ、安定を失い、又は注意が散漫するおそれのある方法で運転しないこと。
- (6) イヤホン(補聴器を除く。)、ヘッドホン等を使用し、安全な運転に必要な音声が聞こえないような状態で運転しないこと。
- (7) 酒気を帯びて運転しないこと。
- (8) 他の者を乗車させて運転しないこと(16歳以上の者が幼児用座席に幼児を乗せる場合等を除く。)
- (9) 他の自転車と並進しないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をしないこと。

2 自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

3 自転車利用者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めるとともに、利用する自転車の定期的な点検及び整備、反射材等の装着その他の交通安全対策

並びに盗難防止のための鍵の取付け及び施錠その他の防犯対策に努めなければならない。

- 4 自転車利用者(未成年者を除く。)は、自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。
- 3 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。
- 4 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員に対し、自転車の安全な利用に関する啓発に努めるものとする。

- 2 事業者は、自転車の安全な利用に関する理解を深めるとともに、自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
- 3 事業者は、市、関係団体及び警察が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、その事業活動において従業員が自転車を利用するときは、当該従業員に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。
- 5 事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

(関係団体の役割)

第9条 関係団体は、基本理念にのっとり、自転車の安全な利用に関する市民の理解及び協力が得られるよう、自転車の安全な利用の促進に関する取組を積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 関係団体は、市及び警察が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自転車交通安全教育等)

第10条 市は、幼児、児童、生徒、高齢者その他の市民に対し、それぞれの特性に応じた自転車の安全な利用に関する交通安全教育(以下「自転車交通安全教育」という。)の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 学校の設置者及び学校長は、その児童、生徒又は学生に対し、その発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うものとする。

(高齢者への声かけ及び助言)

第11条 地域住民、高齢者の家族等は、自転車を利用する高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全で適正な利用に関する事項について、声かけ及び助言を行うよう努めるものとする。

(自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供)

第12条 市は、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者その他関係団体と連携し、自転車利用者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性に関する情報の提供及び助言を行うものとする。

2 学校の設置者及び学校長は、自転車を利用する児童、生徒又は学生及びその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するものとする。

(広報及び啓発)

第13条 市は、関係団体、警察等と連携し、市民、自転車利用者及び事業者に対し、自転車の安全な利用に関する意識の向上を図るため広報及び啓発活動を行うものとする。

(道路環境の整備)

第14条 市は、自転車の安全な利用の促進を図るため、国、県、警察その他関係機関と連携し、歩行者、自転車利用者及び自動車等利用者が安全に通行できる道路環境の整備に努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月25日条例第11号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第6条第4項、第7条(同条第4項及び同条を1条繰り下げる部分を除く。)及び第6条の次に1条を加える(同条第1項から第3項までを除く。)改正規定は、同年7月1日から施行する。